

令和3年度 仙台市職員採用選考案内

— 学芸員 —

令和3年10月19日
仙台市人事委員会

第一次考查日▷ 12月11日(土)

申込受付期間▷ 10月19日(火)～11月15日(月)

〔 受験申込は郵送(「簡易書留」等の確実な方法)に限ります。
申込受付期間中の消印のみ有効です。 〕

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により採用試験の内容が変更される場合等には、仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」(6ページ参照)上で告知しますので、随時確認してください。

1. 選考の種類、採用予定人員及び職務概要

| 選考の種類 | 採用予定人員 | 職務概要 |
|----------------|--------|--|
| 学芸員 (日本美術史) | 1名程度 | 主に仙台市博物館において、日本美術史(工芸及び絵画)に関する学芸員の専門的業務に従事します。 |

◇ 採用予定人員については、新規事業計画等により変更することがあります。

2. 採用予定日 令和4年4月1日

3. 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※ 日本国籍を有しない人は、採用後、担当できる職務などに制限があります。

(4ページ「9. 日本国籍を有しない職員の担当職務について」を参照してください。)

(2) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心身耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

(3) 次の年齢、資格・免許等（下表のとおり）に該当する人

| 選考の種類 | 年 齢 | 資 格 ・ 免 許 等 |
|------------------|-----------------------|---|
| 学 芸 員 (日本美術史) | 昭和61年4月2日以降 に生まれた人 | 学芸員の資格を令和4年3月までに取得（見込）の人 で、次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学院（修士又は博士課程）にお いて、日本美術史を専攻して令和4年3月までに修 了（見込）の人 ② 学校教育法による大学（短期大学を除く）におい て、日本美術史を専攻して卒業し、博物館法第2条 第1項に定める「博物館」や同法第29条に定める 「博物館に相当する施設」において、2年以上の学 芸業務の経験（※）を有する人（令和3年10月31日 現在） ③ 人事委員会が①又は②に準ずると認める人 |

※「2年以上の学芸業務の経験」とは、1施設において学芸員として週30時間以上、かつ、2年以上継続して勤務し、当該施設で学芸業務（資料の展示・調査・保存及び普及に関する業務）を行った経験が該当します。

4. 考査の日時・会場等

| 考 査 | | 日 時 | 考 査 会 場※ |
|------------|------|-----------------------------|-------------|
| 第一次 考 査 | 専門考査 | 令和3年12月11日（土） 9時30分～12時頃 | 仙台市役所上杉分庁舎 |
| 第二次 考 査 | 面接考査 | 令和4年1月24日（月） | 仙台市役所二日町分庁舎 |

※6ページ参照。会場は、受験票に記載して通知します。

〔注意事項〕

◇ 第一次考査

- ① 受験票と筆記用具（HBの鉛筆数本（シャープペンシル可）・消しゴム）、時計（計時機能だけのものに限る。）を持参してください。
- ② 受験室への入室開始（予定）は、受験票に記載された集合時刻の10分前です。
- ③ 考査時間中は、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用は固く禁止します（時計の代わりに使用することも認めません。）。考査時間中に使用を確認した場合は、失格となる可能性があります。
- ④ 身体に障害のある方で、受験にあたり一定の配慮が必要な方は、申込時に受験申込書の署名欄の下の枠内（※その他）にその旨を記入してください。拡大印刷問題による受験や、ルーペ・車椅子・補聴器等を使用して受験ができます（ただし、当事務局が事前に認めたものに限ります。）。なお、使用する補装具は各自持参してください。

※ 補装具に関して不明な点がある方は、申込時に当事務局までお問い合わせください。

- ⑤ 第一次考査合格者については、受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等に関して調査を行うことがあります。

- ⑥ 災害等により会場の変更、考査の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、**仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」（6ページ参照）**でお知らせします。

◇ 第二次考査

第二次考査の日程や会場等の詳細については、第一次考査合格者に通知します。

5. 考査の方法・内容

| 考査 | 考査方法 | 選考の種類 | 内 容 |
|-------|-------------------------|------------------|-------------------------------------|
| 第一次考査 | 専門考査 (記述式) (120分) | 学 芸 員 (日本美術史) | 日本美術史（工芸及び絵画）に関する専門的な課題についての記述式筆記試験 |
| 第二次考査 | 面接考査 | | 個別面接 |

- ◇ 第二次考査は、第一次考査の合格者に対して行います。
- ◇ 考査の方法・問題は、日本国籍の人、日本国籍を有しない人全て同一です。
専門考査（記述式）の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でしていただきます。また、面接考査は、全て日本語での質問・応答です。
- ◇ 「考査方法」欄に記載のいずれかの考査において一定の合格基準に達しない方は、他の考査の成績にかかわらず不合格となります。

6. 受験申込手続

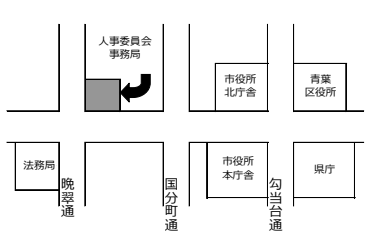
- (1) 本案内はさみ込みの申込書、受験票に必要事項を漏れなく記載のうえ、所定欄に自筆で署名し、写真(縦4cm×横3cm)を貼って申し込んでください（5ページの「受験申込書の記入要領」にしたがって記入してください。また、申込書の記載が十分か、写真は正しいサイズで鮮明か等、必ず確認してください。）。
- (2) 申込は郵送に限ります。封筒の表には「学芸員（日本美術史）受験」と朱書きし、封筒の裏には住所・氏名を記入して、次の①～④の書類と一緒に、〒980-8671 仙台市人事委員会事務局（住所不要）あてに「簡易書留」等の確実な方法により送付してください。受付期間中の消印のあるものに限り受理します。
 - ①大学の卒業（見込）証明書及び成績証明書 各1通
 - ②大学院の修了（見込）証明書及び成績証明書 各1通
※ 該当する場合のみ。なお、大学院博士課程に在学中の方は、修士課程及び博士課程両方の修了（見込）証明書及び成績証明書を提出してください。
 - ③学芸員受験に係る経歴書 1通
※ 本案内はさみ込みの所定の用紙を使用してください。
 - ④論文等要旨 1通
※ 様式自由。301字以上400字以内（上記③経歴書の下欄※2を参照してください。）。
- (3) 受験票は全て郵送で交付するので、受験票用はがきに必ず63円切手を貼付してください。受験票は11月30日（火）に発送予定です。12月6日（月）までに届かない場合には、当事務局に電話にて照会してください。

7. 合格発表

| 発 表 日 時 | 掲 示 場 所 |
|-----------|---------------|
| 第 一 次 考 査 | 仙台市役所本庁舎東側掲示板 |
| 最 終 発 表 | |

- ◇ 合格者にのみ通知を郵送しますが、発表後4日経過しても届かない場合には、当事務局に照会してください。
- ◇ 同日午前10時以降、仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」（6ページ参照）に合格者の受験番号を掲載します。また、当事務局で電話による可否の照会を受け付けます（電話 022-214-4457）。
- ◇ 受験資格を満たしていない場合又は、申込書等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、選考に合格しても採用される資格を失うことがあります。

◇ この選考の結果については、仙台市個人情報保護条例に基づき、口頭で開示を請求することができます（下表参照）。

| 対 象 | 開示内容 | 期 間 | 申 込 方 法 | 開 示 場 所 |
|------------|---|---------------------|---|--|
| 第一次考査の不合格者 | 第一次考査の得点及び順位 | それぞれの考査の合格発表日から1か月間 | 受験者本人又はその法定代理人が、下記の書類をお持ちの上、午前9時から午後5時までの間に口頭で申し込んでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。なお、電話、手紙等での申し込みはできません。 | 仙台市人事委員会事務局 (仙台市役所二日町分庁舎3階)  |
| 第二次考査の不合格者 | 第一次考査の得点、第二次考査の得点、最終順位及び最終得点 | | | |
| 必要な書類 | [受験者本人が請求する場合] 受験票又は本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等） [法定代理人が請求する場合] 受験者本人の受験票及び法定代理人であることが確認できる書類（戸籍謄本・抄本（3か月以内に発行されたもの）等）並びに法定代理人本人であることが確認できる書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等） | | | |

8. 給与・勤務条件

| | |
|-------|---|
| 給 与 | <p>初任給は、大学卒業又は大学院修士課程修了直後に採用された場合、地域手当を含め、大学卒業の場合は約198,400円、大学院修士課程修了の場合は約215,900円です（令和3年4月1日現在）。</p> <p>なお、学歴や職歴によっては、この額に一定の基準に基づいて加算された金額となることがあります。</p> <p>給与は、上記のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件にしたがって支給されます。</p> |
| 勤務時間 | 毎4週間につき1週間あたり38時間45分 |
| 週 休 日 | 毎4週間につき8日 |
| 休 暇 | 1年間に20日の年次有給休暇や、ボランティア休暇、結婚休暇、産前・産後の休暇、看護休暇等の特別休暇があるほか、育児休業や介護休暇の制度などがあります。 |

9. 日本国籍を有しない職員の担当職務について

日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次のような制限があります。

(1) 公権力の行使に該当する職務は担当できません。

公権力の行使に該当する職務とは、おおむね次のとおりです。

- ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる職務
- ② 市民に義務や負担を一方的に課すこととなる職務
- ③ 市民に対し強制力をもって執行することとなる職務

(2) 課長以上の専決の権限を有するラインの職に就くことはできません。ただし、主幹、参事、理事というスタッフの職に就くことにより局長級までの昇任が可能です。

※ なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、当事務局までお問い合わせください。

受験申込書の記入要領

太枠内の全ての欄について、下記の要領で漏れなく記入してください。

記入には、全て黒インク又は黒ボールペンを用い、間違いのないようにハッキリとていねいに書いてください（受験申込書は必ず両面とも記入してください）。数字は算用数字とします。

- (1) 氏名・フリガナ欄：氏名及びフリガナを記入してください。
- (2) 性別欄：男女いずれかに○をつけてください。
- (3) 選考の種類欄：記入不要です。
- (4) 生年月日欄：生年月日を記入してください。
- (5) 現住所、現住所以外の連絡先欄：できるだけ詳しく（寮・アパートなどの場合にはその名称・室番まで、下宿などの場合には同居先も）記入してください。また、合格通知等の送付先・連絡先に現住所以外の住所を指定する場合は、現住所以外の連絡先も併せて記入してください。
- (6) 電話番号欄：確実に連絡の取れる番号を必ず記入してください（受験資格等の確認のために事務局から連絡する場合があります。）。自宅以外に緊急連絡先がある場合は、その連絡先名と電話番号も記入してください。
- (7) 写真欄：最近6か月以内に撮影した、脱帽、上半身、正面向きのものを、所定の欄にはがれないようにしっかり貼付してください（縦4cm×横3cm）。また、貼付する前に写真の裏側には氏名を書いておいてください。
- (8) 学芸員資格欄：取得年月を記入してください。取得事由については、以下を参考にして自分が該当するいずれかの口をチェックしてください。

【博物館法第5条第1項】

次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
- 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

※第三号に規定する「前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者」


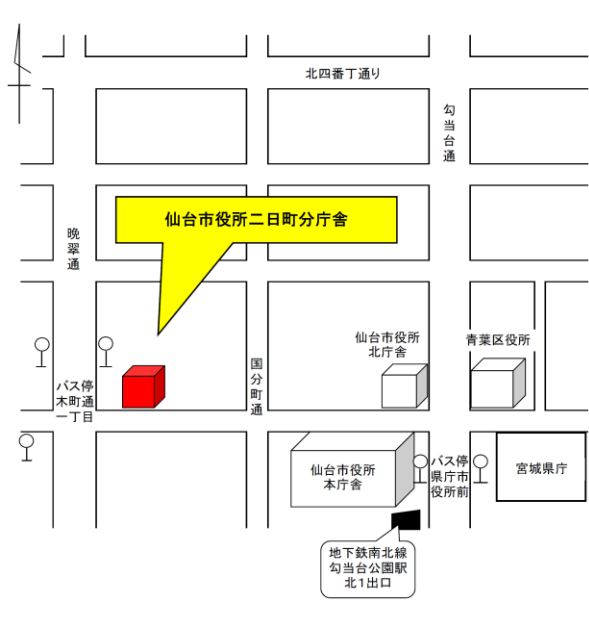
とは、文部科学省が実施する学芸員資格認定（試験認定又は審査認定）の合格者です。

- (9) 学歴欄：最終学校から順に記入し、大学院の場合は研究科名を、大学の場合は学部・学科名を、短期大学、高等専門学校及び高等学校の場合は学科名を記入してください（中学校以下の学歴は不要です。）。卒業・卒業見込等の区別の欄には、該当する項目の口をチェックをして、在学中及び中退の場合は、その学年も記入してください。
- (10) 職歴欄：今までの職務上の経験（自営業、農林水産業、通学しながらの勤務及び3か月以上のアルバイトを含む。）を、最近のものから順に記入してください。在職中の場合、在職期間の記入は上段の「平成・令和 年 月から」部分のみとし、下段の「平成・令和 年 月まで」の部分は空欄にしてください。
- (11) 志望動機、性格、趣味・特技の各欄も、必ず記入してください。
- (12) 検定・免許・資格の欄には、その名称、取得（見込）年月を記入してください。
- (13) 裏面下段の氏名欄は、記載事項を確認の上、自筆で署名してください。なお、日付も忘れずに記入してください。
- (14) 受験票用はがきには、あて先となる郵便番号・住所・氏名を記入し、必ず63円切手を貼付してください。なお、あて先となる氏名欄の「様」は消さないでください。

※ 申込にあたっては、受験申込書は必ず両面とも記入の上、添付する書類（3ページ「6. 受験申込手続」参照）をもう一度確認し、封筒に入れ忘れのないようにしてください。

仙台市役所庁舎案内図

※ 試験会場は変更になる可能性があります。受験票等で指定しますので、必ず確認してください。

| ○一次考査会場 | ○二次考査会場 |
|--|--|
| <p align="center">仙台市役所上杉分庁舎 (青葉区上杉1丁目5-12)</p> | <p align="center">仙台市役所二日町分庁舎 (青葉区二日町4-3)</p> |
| <p>【交通アクセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車 北2出口から徒歩約5分 市営バス・宮城交通バス「県庁市役所前」下車 徒歩約4分 | <p>【交通アクセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車 北1出口から徒歩約7分 市営バス・宮城交通バス「県庁市役所前」下車 徒歩約6分 市営バス「木町通一丁目」下車 徒歩約1分 |
|  |  |

【 受験手続その他受験に関する問い合わせ先 】

仙台市人事委員会事務局任用課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話：022-214-4457(直通)

FAX：022-268-2942



仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」 <https://www.city.sendai.jp/ninyo/shise/shokuin/saiyo/shikenjoho/>
(仙台市に関する情報や採用試験情報などを、上記ホームページでご覧いただくことができます。)